川辺町報 外号

特選挙

出たい人より
出したい人を

◇標　語〔朗らかに清く正しくこの一票〕〔出かける前にまず投票〕

町議会議員選挙は八月二十三日
告示は八月十六日に決まる

現在の川辺町議会議員の任期は、八月二十六日に満了しますので、次期議会選挙を行うため、町選挙管理委員会は、七月三十一日開きました結果八月十六日選挙期日の告示を行い、選挙は、八月二十三日に行うことに決まりました。

選挙する議員定数は十六人です。

これによつて、八月十六日から立候補の届出が行われ、同時に選挙運動が始まります。ついで八月二十三日投票が行われ即夜開票に移りますので候補者の当落は、夜十一時頃には大体判明いたします。

この議員選挙は、町長選挙とともに直接町政につながる最も身近かなものでありますだけに、有権者各位も、川辺町の発展を期するためにはどういう人を選ばなくてはならぬかをよく考えられ、世間によくありがちな買収や情実などにとらわれることなく、自ら進んで候補者の人物、抱負、信念などをよく見極めて正しく明るい選挙を行うようにいたしましょう。

もれなく投票を

（補充名簿の調製に注意）

議員選挙に投票できる人は、既確定名簿に登載されている人と、こんどの選挙について新らしく年令や住所の要件を具備した人であります。なおこゝで注意願いたいことは、議員選挙については本町に三ケ月以上居住しなければならないという条件がありますので、名簿に登載されていても登載後他市町に転住して現在居住していない方は投票することができません。

また、選挙権はあつても、名簿に登載されないと投票することができませんから、次の要項に該当される方々は、役場又は支所に申し出て登録の手続きをすませ一人も洩れなく投票して下さい。

▽補充名簿調製期日　八月十三日
▽補充名簿登録申請期間　八月十四日から八月十七日まで
▽補充名簿調製期限　八月十八日
▽補充名簿縦覧及び異議決定期間　八月十九日から八月二十日まで
▽補充名簿異議決定期限　八月二十一日
▽補充名簿確定期日　八月二十二日

登録すべき者

1. 年令要件
昭和十四年五月十七日から〔昭和三十四年五月十三日まで〕の間に生れた者
同　年八月十四日まで〔年八月十三日まで〕

2. 住所要件
昭和三十四年二月十六日から〔昭和三十四年五月十三日まで〕の間に川辺町の区域内に住所を有するに至つた者で、その後引続いて住所を有する者
同

3. 特別選挙権取得者
昭和三十四年五月十六日から〔昭和三十四年八月十三日まで〕の間に特別選挙権取得の申出をした者
同

4. 選挙権回復者
昭和三十四年五月十六日から〔昭和三十四年八月十三日まで〕の間に選挙権を回復した者
同

5. 名簿脱漏者
既確定名簿に登録もれの者で欠格条項に該当しない者

なお、補充名簿の登録申請期間中は、既確定名簿の閲覧ができますからこの間に自分が名簿に載つているかどうかを確めて洩れている人はその場で申請をして下さい。

次に、選挙当日、自分で投票所へでかけて投票のできない人々のために不在者投票ができることになつています。

期間は選挙期日告示の行われる十六日から選挙の前日の二十二日までで役場[redacted]することができますが、不在者投票のできるのは、やむを得ない用務または事故のために川辺町の区域外へ出張旅行などする人その他です。また病気、負傷妊娠、不具、お産などで病院に入院中の人も、不在者投票ができますが、その病院で投票ができるのは県委員会から指定を受けた病院に限られています。手続きは、出張又は旅行の場合は、勤務先の長、市町村長の証明書を添えて申請、病院に入院中の方は院長へ申出又は本人直接請求することができます。このことについて不明の点は町選挙管理委員会事務局へお尋ね下さい。

選挙の事務は、すべて期日と時間にきびしい規定があつて、期限がすぎるとどうすることもできなくなりますから、届出申請等は期限内に手続きをすませて下さい。

正しい選挙

お母さんガニが子ガニに向つて
「坊やはなぜそんな歩き方をするのかしら、横ばいせずにまつすぐ歩きなさい」
「ボクだつて行儀よく歩きたいんだけど、それはお母さんがその歩き方を見せてくれれば、ボクもそうするよ」
といいますので、お母さんガニは手本を示そうと歩きだすとどうしてもまつすぐにいきませんので、子ガニは腹をかかえて笑いました。

わたしたちの選挙も子供たちが見ています。買収や情実の横ばいをすると、それが非民主政治にはねかえつて子供たちに笑われます。子供たちに笑われないように正しい選挙をいたしましょう。

有権者数調

（昭34.4.30現在）

投票区	有権者数 男	女	計
上川辺投票区	409	453	862
中川辺投票区	1,051	1,099	2,150
下川辺投票区	191	211	402
鹿塩投票区	200	186	386
福島投票区	215	225	440
比久見投票区	289	290	579
下吉田投票区	135	154	289
下麻生投票区	379	425	804
合計	2,869	3,043	5,912

〔註〕
本表は4月30日に行いました町長選挙における有権者数でありますので、町長選挙以後の補充名簿登録者（参議選。町議選）が加算され、又他市町に転住した者は除かれますので、今回の議員選挙における有権者数は、本表と多少異ります。

議会議員選挙の日程

8月23日に行われる議会議員選挙の日程は次のとおりであります。

8月13日……補充選挙人名簿調製現在期日。
8月14日……補充選挙人名簿登録申請受付開始。
　既確定選挙人名簿閲覧開始。
8月16日……選挙期日告示。
　立候補受付開始。
　不在者投票開始。
　選挙事務所設置及び出納責任者選任届出受付開始。
　個人演説会受付開始。
8月17日……補充選挙人名簿登録申請期限
　既確定選挙人名簿閲覧期限
8月18日……補充選挙人名簿調製期限
8月19日……立候補届出締切期日
　補充選挙人名簿従覧及び異議申立受付開始
8月20日……開票（選挙）立会人届出締切期日
　補充選挙人名簿従覧及び異議申立期限
8月21日……候補者氏名掲示開始
　補充選挙人名簿異議決定期限
　補充立候補届出締切期日
8月22日……補充選挙人名簿確定期日
8月23日……投票日　（町内8ケ所で午前7時から午後6時まで）
　午前7時・正午・午後6時の3回中川辺投票所（役場）に於てサイレン吹鳴
　開　票　（午後7時30分から）

投票所入場券の配付について

今回の選挙については、特に補充名簿の登録申請期日前に入場券を配付致しますから、選挙権があるにもかゝわらず入場券が配付されない場合は直ちに選挙管理委員会へ申出て下さい。そして名簿に登録もれの場合はその場で登録の手続きをして下さい。

尚、この入場券が配付されても選挙期日前に他市町村へ転出されますと選挙権がなくなり（地方選挙のみ）従つて投票することもできませんので念の為申添えます

国民年金について

人間は誰でもいつかはとしよりとなり、またいつなんどき怪我をしないとも限らず、あるいは一家の大黒柱の夫を失なつて悲しむような時がこないとも限りません。一人前の男が一生懸命働いても仲々生活をするのに楽でない今日、働き手の夫をなくしたような場合、たちまち生活が苦しくなるのはめにみえているのです。こういうときになんとかまがりなりにも生活のよりどころとなるものを与えようとしてできたのが国民年金なのです

今までいろ〳〵な年金といいますと、役所とか会社、工場（五人以上）などで、ある年数以上つとめた人に支給されたのでした。しかし、今度で

きました国民年金は、今まではいれなかつた国民の誰でもがはいれるようになつたのです。商店の方や店員も、又五人以下の工場で働いている方も農家の方も、家で留守を守つておられるそれらの方の家族も、職があろうとなかろうと関係なくはいれるようになつたのです。

この国民年金制度では二十才から三十五才になるまでは、月に百円づゝ三十五才から六十才になるまでは、月に百五十円づつ掛けておき、としよりになつてからや、怪我などをして働けなくなつてからや、夫と死に別れたときには、生活が困らないように年金がもらえるしくみになつているのです。

ところが掛金をこれから掛けていく人は年金がもらえても、現在すでにとしよりであつたり、身体障害で働けなかつたり夫と死に別れて子供をかゝえている方は、これでは救われません。それでこれらの方々には今年の十一月から福祉年金といつて特別に年金がもらえることになりました。

◉ 福祉年金をもらうことのできる人

一、老令福祉年金
十一月一日現在で満七十才以上の人が、または十一月二日以後満七十才になられた人は一年に一二、〇〇〇円の年金がもらえます。

二、障害福祉年金
十一月一日現在で満二十才以上の人か、または十一月二日以後満二十才になられた人で身体に重い障害のある人は一年に一八、〇〇〇円の年金がもらえます

三、母子福祉年金
十一月一日現在で生活を維持していた夫に死に別れた満二十才以上の妻か、または十一月二日以後満二十才以上で生活を維持していた夫に死に別れた妻で、新制中学校終了前の子供と生活している母子世帯には、一年に一二、〇〇〇円の年金がもらえます。子供が二人以上あるときは二番目の子供から一人について二、四〇〇円づつ加算してもらえます。

しかし次のような人はもらえません。

◉ 老令福祉年金、障害福祉年金をもらうことのできない人

（一と二でもらうことのできない人の外は今もらえなくても、請求書は出しておかないと後にもらうことができるようになつたときに時効で失権することがあります。）

一、外国人や外国に住所のある人

二、恩給、厚生年金、軍人の遺族年金、留守家族手当などの年金を受けておられる人。ただし、これらの年金の額が福祉年金の額より少ないときは差額がもらえます。

三、前年に十三万円をこえる所得があつた人（前年の十二月三十一日に新制中学校終了前の子供のある人は十三万円に一人につき一万五千円づつ加えた額をこえる所得のあつた人）

四、前年の所得に対する所得税額があつた夫かまたは妻のある人

五、前年の所得に対する所得税額が二万三千六百円以上あつた人に養われている人

◉ 母子福祉年金をもらうことのできない人

一、前の「老令福祉年金と障害福祉年金をもらえない人」の一と二、三、の事項にあてはまる人のほかに、満二十五才以上の子と生計を一しよにされている人

以上が国民年金のあらましですが福祉年金については、九月一日から町役場で請求書の受附を始める予定ですから該当すると思われる方は町役場に備付けの用紙がありますからこれによつて請求の手続きを早く済まして下さい。